

# 監査品質のマネジメントに関する年次報告書

## 2025



監査法人 Ks Lab.



## 1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

監査法人Ks Lab.は、2017年7月に様々な業界・業務を経験した現在の社員メンバーにより今後の監査業界の変革に対応するために設立しました。

当監査法人のロゴであるKANGAROOは、前進しかできない動物を表章するものであり、当監査法人も「STEP FORWARD TOGETHER」のスローガンのもと、いかなる状況においても利害関係者との密接なコミュニケーションを通じて常に業務を推進させ、当監査法人のみならず、利害関係者と共に、企業としての社会的責任を果たすことができるよう最善を尽くします。

当監査法人は、2024年9月20日付で上場会社等監査人名簿に登録されました。今後とも監査品質の向上により一層取組んでまいります。特に当監査法人では、従来の「訪問型」から「リモート型」へのワークシフトを推進し、効果的かつ効率的なサービス提供と品質管理の両立を実現してまいります。

統括代表社員 堤 淳

※本報告書では、2024年7月1日から2025年6月30日までを報告対象期間とし、別段の定めがない限り2025年6月30日現在の状況について記載しております。



## 2. 監査法人概要

監査法人名称	監査法人Ks Lab. (ケーズラボ)
拠点	〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満5丁目9-3 アールビル本館4階 (2019年3月事務所移転)
人員構成	統括代表社員：堤 淳 社員：5名、公認会計士4名、その他3名 合計：12名 (2025年6月30日現在)
沿革	2017年7月3日 大阪府大阪市北区南森町にて設立 2019年3月1日 大阪府大阪市北区西天満に事務所移転 2021年4月19日 上場会社監査事務所登録 2024年9月20日 公認会計士法第34条の34の2に定める上場会社等監査人名簿に登録
監査対象数	金商法・会社法監査：3社 その他の法定監査：1社 その他の任意監査：2社 (2025年6月30日現在)



### 3. 品質管理基盤

当監査法人は、組織的な品質管理を実現するため、品質管理責任者を選任し、継続的な品質向上に取り組んでいます。具体的な手続として「品質管理規程」や「審査規程」を定め、職業的懐疑心と独立性の遵守を徹底するとともに、業務執行社員による監督や審査が確実に行われる体制を整えるとともに、所属する専門要員に周知しています。

被監査会社との積極的なコミュニケーションを重視しています。経営陣や監査役等との深度ある意見交換はもちろん、各部署の担当者と幅広く対話を行うことで、信頼関係に基づいた質の高い監査を遂行しています。

#### ①新規契約・更新について

当法人では、各監査クライアントのビジネスモデル、規模、その他必要となる専門的な知識の諸要素を考慮し、品質管理担当責任者が、各監査チームに対して、監査従事年数が豊富な社員の中から最適な者を審査担当社員として指名することとしています。審査担当社員は、監査チームが策定・実施した監査計画、監査手続、監査上の重要な判断 及び監査意見を客観的に評価し審査しています。



### 3. 品質管理基盤

#### ②ローテーションについて

業務執行社員には法令等に基づく定期的な交代が義務付けられており、当法人では「監査の品質管理規程」に則り、同一の社員が連續する7会計期間を超えて監査に関与しないローテーション制度を運用しています。社員の選任にあたっては、クライアントの業界やビジネスモデルに対する深い知見・経験を重視し、企業環境を詳細に把握した上で、批判的かつ実効性の高い監査を遂行できる最適な体制を構築しています。なお、審査担当社員についても同様の交代ルールを適用し、独立性と職業倫理の遵守を徹底しています。

#### ③非監査業務について

原則として非監査業務を受嘱しない方針です。

#### ④職業倫理・独立性について

公認会計士法および関連法令、さらに日本公認会計士協会が定める倫理規則などの各種規定を理解し、遵守することを監査チームに求めております。監査クライアントに対する独立性の確保は、監査業務を行うための基礎であり、監査の信頼性を維持するための基盤です。当法人では、独立性の遵守状況を確認するために、毎年、全構成員に対して日本公認会計士協会の「監査人独立性チェックリスト」の確認を義務づけ、抵触のない旨の報告を受けることとしています。



KANGAROO

### 3. 品質管理基盤

独立性年次確認回答率	100%
独立性違反件数	0件

#### ⑤インサイダー取引防止について

当法人では、インサイダー取引管理規程を定め、当法人所属の社員、専門職員、事務職員に対し、特定有価証券等の取引を制限しています。また、当法人への入所時においては、すべての役職員より、当法人のインサイダー取引防止規程を遵守する旨の誓約書の提出を求めるとともに、インサイダー取引の防止及び啓発を図っています。

#### ⑥審査体制について

当法人では、各クライアントのビジネスモデルや規模、必要とされる専門知識を総合的に勘案し、豊富な監査経験を有する社員の中から最適な審査担当社員を社員会において指名しています。指名された審査担当社員は、監査チームが策定した計画や実施した手続、さらには重要な判断や監査意見について、客観的な立場から評価・審査を行っています。



KANGAROO

### 3. 品質管理基盤

#### ⑦監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視について

当法人は、品質管理システムの方針および手続として、日常的な監視と定期的な検証を組み合わせた評価プロセスを確立し、運用しています。日常的な監視では、基準や法令改正への対応、独立性の遵守、契約管理、および外部レビュー等による改善事項のフォローアップ状況を社員会で共有し、継続的なモニタリングを行っています。また、定期的な検証では、検証計画を策定し、循環的に実施しています。

#### ⑧専門的な見解の問合せについて

監査チームが判断に困難が伴う重要な事項については、業務執行社員は、当該事項を審査担当社員に事前に相談を行うこととしています。法律的な見解が必要な場合、その他専門領域の知識・見解が必要な場合には、当法人内外の適任者に対して、専門的な見解の問い合わせを行うこととし、業務執行社員は当該問い合わせに対する最終見解を得て判断する方針としています。

#### ⑨外部機関によるモニタリングについて

2024年10月21日から2024年10月25日まで日本公認会計士協会による品質管理レビュー（通常レビュー）が実施されており、当監査法人は2025年4月21日付で品質管理レビュー報告書の交付を受けております。当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。



### 3. 品質管理基盤

#### ⑩監査ホットライン

##### <外部通報>

当法人の監査業務等の品質向上に利用するため、監査業務等に関する情報を受け付ける窓口として、当法人のホームページ上に「監査ホットライン」を開設しています。通報を受けた場合、通報窓口責任者が事案について調査の要否、調査方法等を検討します。通報の内容が、当法人の監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反等またはそれらのおそれがある行為であった場合は、事案により、社員会に報告し協議します。通報窓口責任者は、必要に応じて専門家の助言等を受けながら、調査を実施し、調査結果は事案により社員会に報告されます。

##### <内部通報>

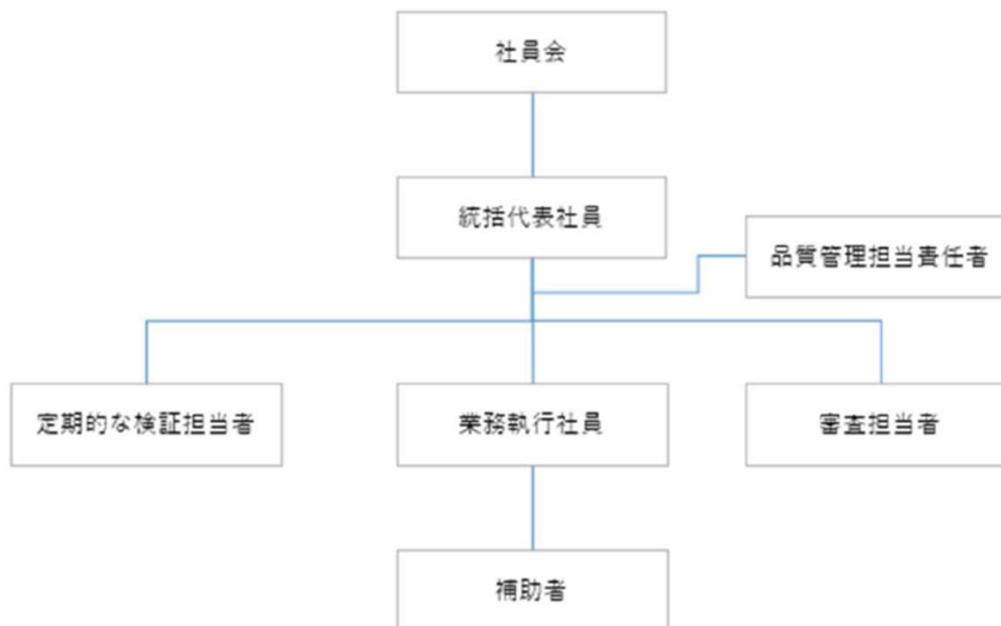
構成員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適切な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として内部通報制度を制定しています。通報窓口責任者は通報の内容について、事実調査を行います。通報の内容、対応状況、結果は社員会に報告されます。通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対しても不利益な取扱いも行わず、通報者等を保護します。



## 4. 組織・ガバナンス基盤

当監査法人は最高の意思決定機関として社員会を設置し、社員会を毎月開催する他、情報共有の機会として週次で社員ミーティングを開催することにより、社員間のコミュニケーションを密に取っています。社員会では法令定款等に定められている事項、規程等の改廃等の重要な業務事項を決定します。

統括代表社員は、当法人の代表社員であり、法人業務執行の最高責任者として法人を代表し、法人業務を統括します。また、品質管理システムの整備・運用及びモニタリング並びに改善プロセスの運用責任者は、品質管理担当責任者としています。





KANGAROO

## 4. 組織・ガバナンス基盤

### ①組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当監査法人における、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）への対応状況は、『監査法人のガバナンス・コードの適用状況』のとおりであります。

### ②独立性を有する第三者について

当法人は、経営執行から独立した外部委員1名を選任し、第三者の客観的な視点による監督・監視体制を構築しています。選任に際しては、外部委員は、当法人と利害関係のない（※）公認会計士や有識者等、高度な専門性を有する人材から選出しています。現在は当該第三者より定期的にガバナンス状況にかかる関連書類を閲覧に供し、これにかかる質問へ回答しており、適時に当監査法人に関する情報共有を行うとともに、必要に応じて意見を頂き、法人運営に活かす活動を進めています。外部委員には、外部レビューの指摘事項に対する改善状況の監視や、組織運営・品質管理システムの有効性評価、当監査法人の経営課題解決や経営機能の実効性に資する助言などを期待しています。

（※）選任時点において、当法人又は当法人の主要な被監査会社との間に、報酬の授受を伴うコンサルティング契約、顧問契約、その他の直接的な利害関係を有していないこと、当法人の社員・職員ではなく、また過去に当法人の社員・職員として在籍していないこと、当法人の監督・評価に十分な時間を割くことができ、かつ当法人との利益相反が生じない立場にあること。



## 5. 人的基盤

### ①人員構成（2025年6月30日現在）

区分		人数
社員	公認会計士	5
職員	公認会計士・非常勤	4
	監査補助職員・非常勤	2
	その他職員・非常勤	1
合計		12

### ②人材採用方針について

当法人では、「業務適正化のため、公認会計士以外の人材の登用及び他の専門家との提携することにより様々な視点を取り入れる」「そのため、各メンバーの働き方について一定程度の自主性を許容し、より多くのメンバーが参画できるような環境を作る」といった経営理念のもと人材採用をおこなっております。



## 5. 人的基盤

### ③研修について

日本公認会計士協会の「継続的専門能力開発制度（CPD）」に基づき、毎年3月末までに40単位以上の取得を義務付けています。さらに、日本公認会計士協会のオンライン研修等から、監査品質管理や職業倫理に関連する研修テーマを中心に、毎年必須研修項目を選定し、受講を指示しています。CPDの取得状況については、品質管理担当責任者がチェックしています。非常勤者についてもこれらを義務付けております。

### ④人事評価について

法人業務及び監査業務の担当内容、業務時間及び専門要員等への指導状況等の評価基準に基づき、監査品質を重視して総合的に勘案し、社員会で決定しております。非常勤者についても監査品質を重視した評価基準に基づき、社員会において評価をおこなっております。



## 6. IT基盤

### ①情報セキュリティーについて

当監査法人は、職業的専門家としての守秘義務を遵守するため、情報漏洩や不正利用のリスク等に対応する情報セキュリティ体制を構築し、運用しています。情報セキュリティポリシーおよび関連規程に基づき責任者を設置し、システムのアクセス権限、サイバーセキュリティ対策を責任者が一括して管理することで、法人全体での均質化を図っています。また、全構成員に対して情報流出防止ツールを導入し、その利用状況をモニタリングすることで、機密情報の漏洩防止を徹底しています。

### ②監査ファイルの電子化について

監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することのリスクを認識しており、確認状を含めて紙面調書による保管を廃止し全て電子調書で監査調書を作成・保存しています。

情報セキュリティポリシーにおいて、監査ファイルの最終的な整理における監査調書の暗号化の手順を定めています。暗号化ファイルは暗号化の日付が含まれており、変更した場合は当該日付も変更されることとなるため、改竄等の不適切な修正又は追加することを防止する仕組みとなっております。



## 7. 財務基盤

### ①財務状況の推移

単位：千円

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
売上高			
監査証明業務	77,400	67,250	165,693
非監査業務	—	1,200	—

### ②報酬依存度について

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度が15%を超えていたり、関与先はありません。



## 8. 国際対応基盤

### ①グローバルネットワークへの加盟状況について

現在は、ネットワークファームには加盟しておりません。2025年6月30日現在の監査業務は、上場会社は3社であり、それ以外はその他の法定監査等です。今後、法人規模の拡大等によっては、グローバルネットワークへの加盟も検討いたします。



KANGAROO

## 9. ステークホルダーとの対話

当法人は、被監査会社等との積極的な意見交換を行うことにより、社会から求められる役割期待を適切に理解した上で、当該理解を会計監査の品質向上に向けた取組みに反映するよう努めています。

### <被監査会社>

当法人は、被監査会社とのコミュニケーションを重視しております。監査業務においては、被監査会社のビジネスモデルの理解、最新の経営環境などについて、深度をもって理解するために、経営者とのコミュニケーションを定期的に実施しています。また、監査役等や内部監査担当者とも各監査結果についての情報交換を行うとともに、定期的な三様監査会を実施し、重要な論点等について十分な議論を行うことで、より深度のある監査を行っています。

### <日本公認会計士協会>

日本公認会計士協会とは、定期的に意見交換を実施する機会をいただいており、当法人の監査業務体制や監査業界を取り巻く環境やその課題について、有意義なディスカッションを行っています。

### <株主、その他の資本市場参加者>

当法人の規模・特性を鑑み、株主等のステークホルダーと直接意見交換を行う体制は現時点では構築しておりませんが、ウェブサイトを通じた積極的な情報開示を代替的な手法として実施しており、資本市場参加者が集まる情報交換会等があれば積極的に参加するようにしております。今後、法人規模の拡大や社会情勢の変化に応じ、より実効性のある対話のあり方について検討を深めてまいります。



KANGAROO

# 監査法人のガバナンス・コードへの適用状況

原則/指針	原則/指針の内容	記載箇所 (当法人の対応)
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 4. 組織・ガバナンス基盤 組織図
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 3. ④職業倫理・独立性について 3. ②ローテーションについて
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮せるよう、適切な動機付けを行うべきである。	5. ②人材採用方針について 5. ④人事評価について
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や 知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 5. ②人材採用方針について 5. ④人事評価について
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	3. ③非監査業務について 3. ④職業倫理・独立性について



# 監査法人のガバナンス・コードへの適用状況

原則/指針	原則/指針の内容	記載箇所 (当法人の対応)
指針1－6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	8. ①グローバルネットワークへの加盟状況について
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。	
指針2－1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	4. 組織・ガバナンス基盤
指針2－2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</li> <li>●監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> <li>●法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> <li>●監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備</li> </ul>	3. 品質管理基盤 4. 組織・ガバナンス基盤 5. 人的基盤 6. IT基盤 9. ステークホルダーとの対話



# 監査法人のガバナンス・コードへの適用状況

原則/指針	原則/指針の内容	記載箇所 (当法人の対応)
指針2－3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	4. 組織・ガバナンス基盤
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針3－1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	4. ②独立性を有する第三者について
指針3－2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	4. ②独立性を有する第三者について
指針3－3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>●組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>●経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>●法人の人才育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>●内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>●被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	4. ②独立性を有する第三者について



# 監査法人のガバナンス・コードへの適用状況

原則/指針	原則/指針の内容	記載箇所 (当法人の対応)
指針3－4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	4. ②独立性を有する第三者について
原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針4－1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	3. 品質管理基盤 4. 組織・ガバナンス基盤
指針4－2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	5. ④人事評価について
指針4－3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ● 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	5. ④人事評価について



KANGAROO

# 監査法人のガバナンス・コードへの適用状況

原則/指針	原則/指針の内容	記載箇所 (当法人の対応)
指針4－4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	9. ステークホルダーとの対話
指針4－5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	3. ⑩監査ホットライン
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針5－1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本報告書



KANGAROO

# 監査法人のガバナンス・コードへの適用状況

原則/指針	原則/指針の内容	記載箇所 (当法人の対応)
指針5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li><li>●法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li><li>●監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI: Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li><li>●監査法人における品質管理システムの状況</li><li>●経営機関等の構成や役割</li><li>●監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li><li>●法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li><li>●監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)</li><li>●規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li><li>●特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li><li>●海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li><li>●監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 監査事務所の最高責任者からのメッセージ</li><li>2. 監査法人概要</li><li>3. 品質管理基盤</li><li>4. 組織・ガバナンス基盤</li><li>5. 人的基盤</li><li>6. IT基盤</li><li>8. 国際対応基盤</li><li>9. ステークホルダーとの対話</li></ol>



# 監査法人のガバナンス・コードへの適用状況

原則/指針	原則/指針の内容	記載箇所 (当法人の対応)
指針5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li><li>●グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)</li><li>●会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li><li>●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li></ul>	8. 国際対応基盤
指針5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	9. ステークホルダーとの対話
指針5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	3. ⑦監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視について
指針5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	9. ステークホルダーとの対話